

平成 26 年第 10 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 26 年 10 月 15 日、午前 9 時 30 分から稲城市役所 601・602 会議室において、平成 26 年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 斎藤 晃二
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 44 号議案
「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 「稲城市教育委員会教育長の任命について」
- (6) 日程第 6 「議席の決定」

教育総務課長

おはようございます。お疲れさまでございます。

開会に先立ちまして、私から一言ご紹介させていただきます。小島委員におかれましては、再任になりますが、新たな任期が始まるということで、稲城市長から本日付で稲城市教育委員の辞令をいただきました。

初日でございますので、小島教育委員よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

— 小島委員 挨拶 —

教育総務課長

ありがとうございました。

これから通常どおり議事に入りますけれども、小島委員におかれましては、議席決定まで以前の席にお座りいただきたいと思います。

それでは、進行を小野委員長に引き継ぎいたします。よろしく願いいたします。

委員長

それでは、ただ今から平成26年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

二度にわたります台風の対応に大変いろいろとご苦労をおかけいたしましたけれども、無事、大きな被害もなく、稲城市はすみしました。ありがとうございます。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

本日は都合上、日程第5 「稲城市教育委員会教育長の任命について」、日程第6 「議席の決定」を先に行い、その後に日程第3 「教育行政報告」、日程第4 第44号議案を行います。

それでは、日程第5 「稲城市教育委員会教育長の任命について」を審議いた

します。

本件につきましては、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより日程第5は秘密会)

秘密会は別紙。

(これにて日程第5の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

それでは、日程第5 「稲城市教育委員会教育長の任命について」をお諮りいたします。

新教育長として、小島文弘委員を適任と認め、教育長に任命することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、新教育長に小島文弘委員を任命することに決定いたしました。任期は、平成26年10月15日から平成30年10月14日までの4年間となります。

次に、日程第6 「議席の決定」をお諮りいたします。稲城市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、議席については委員長の指定といたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 議席の確認をする。

委員 長 再開いたします。

それでは、議席番号 1 番伊勢川委員、2 番保坂委員、3 番小島教育長、4 番城所委員と決定いたします。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、議席につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

ここで、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※ 教育長室にて辞令交付式

委員 長 再開いたします。

ここで、小島教育長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

教育 長 改めまして、ただいま教育委員等より教育長の辞令をいただきました。皆さんご承知のように、教育長というのは教育委員会の事務のほうの執行責任者という、今、位置づけでございます。ここにいます、教育委員会の幹部の皆さん、教育部長、教育指導担当部長を中心に、これからも連携をとって進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

また、教育委員の皆様には、これからもいろいろとご相談しながら、また、議案をいただきながら、ともに力を合わせて進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長よりご報告申し上げます。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

2 工事請負状況について

学務課長 1 平成26年9月分不登校による欠席児童・生徒数について

- 2 第1回稲城市学校保健連絡会について
 - 3 平成26年度多摩地区学校保健研究協議会について
- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 連携推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 学校訪問事業について
 - 5 教育センター関係について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 8 放課後子ども教室参加状況について
 - 9 公民館運営審議会関係について
 - 10 公民館主催事業の実施状況について
 - 11 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 12 平成26年9月生涯学習課利用統計について
- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内体育施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 ヴェルディ支援推進事業について
 - 5 稲城市スポーツ推進計画策定委員会について
- 学校給食課長
- 1 平成26年度第1回稲城市学校保健連絡会について
 - 2 職場体験中学生の受け入れについて
- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況について

委員 長 ありがとうございます。

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第44号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城長峰スポーツ広場の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体 育 課 第44号議案、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則につきまして提案理由の補足説明を申し上げます。

本案は、稲城長峰スポーツ広場の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、お手元の議案書、議案概要説明書、新旧対照表のうち、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書の4枚目をお開きいただきたいと思っております。

右側が現行の規定、左側が今回改正しようとする規定でございます。

初めに、第2条関係の第1表に稲城長峰スポーツ広場の使用時間区分を規定するもので、午前9時から午後7時までの間、使用区分を1コマ2時間単位とするものでございます。これはその他の施設の使用実態と合わせたものでございます。

備考2につきましては、当面、夜間照明がございませんので、日没後は使用できないことを規定するものでございます。

第2条関係の別表第2に稲城長峰スポーツ広場の使用区分を規定するもので、貸切使用とするものでございます。これはその他の施設の使用実態と合わせたものでございます。

第5条関係の別表第3に稲城長峰スポーツ広場を追加して、抽選前の申請の受付期間を規定します。これはその他の施設と同じでございます。

次に、第5条関係の別表第4に稲城長峰スポーツ広場を追加して、抽選後の申請の受付期間を規定いたします。これはテニスコート等と同じでございます。

第6条の別表第5に稲城長峰スポーツ広場を追加して、使用の承認に係る抽選日を規定いたします。これはその他の施設と同じでございます。

第7条関係の別表第6に稲城長峰スポーツ広場を追加して、使用料の納入期限を規定します。これはその他の施設と同じでございます。

この規則は、平成27年1月10日から施行し、所要の経過措置を規定するものでございます。

なお、その他、今回の規則改正に合わせて、より明確に定義づけするために、文言の整理を行うものでございます。

以上で第44号議案の補足説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ご質問等ございませんので、これより第44号議案「稲城市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前10時23分閉会)